

## 相次ぐ米国の対中規制強化策

### ◆米国商務省は中国企業への輸出規制を強化

2020年8月17日、米国商務省は、通信機器を悪用した機密情報の入手など、安全保障上の脅威があるとして、中国のファーウェイおよび関連会社への輸出規制の再々強化を発表した。米国は、19年5月にファーウェイと関連会社を輸出規制リストに掲載し、特定の米国技術が組み込まれた製品のファーウェイへの販売を実質的に禁止した。20年5月には、ファーウェイ向けに設計した製品については、製品に米国技術が組み込まれていなくても、米国技術を使用した製造装置で製造していれば、その製品のファーウェイへの販売を禁止する再規制策を発表した。今回発表された再々規制では、ファーウェイ向けに設計した製品以外でも、米国技術が関連していれば販売が規制されることになった。

また8月27日には、米国の商務省は、中国の南シナ海人工軍事拠点建設に関連した60企業を輸出規制の対象とした。この中には、中国の建設会社など29社のほか、東南アジア、欧州など中国以外の企業31社も含まれている。

### ◆米国財務省は中国企業への経済制裁を強化

米国の財務省は、7月31日、中国の新疆生産建設兵団（XPCC）およびその幹部2名を、ウイグル族等への人権侵害への関与を理由として、経済制裁対象リストに掲載すると発表した。これにより米国法人は、XPCC本体およびXPCCが直接的・間接的に50%以上の持分を保有する関連会社との取引が禁止されることとなった。経済制裁は輸出管理と異なり、製品に米国技術が関連しているかは関係なく、販売・購入・共同研究など一切の取引が禁止となる。また米国以外の法人でも、経済制裁対象者とドル決済をすると米国法に違反したことになる。

規制強化の表向きの理由は多岐にわたるが、米国の中国への規制強化の背景には、経済や技術で存在感を増す中国への警戒感があり、今後も規制強化の方向は変わらないとみられる。日本企業としては、突然、顧客やサプライヤーとの取引ができなくなるリスクに備えて、適正な在庫水準の見直し、契約書の免責事項に米国の対中規制強化を含めるなどの対応が必要になってくる。 【今村弘史】